

**静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例の一部改正について**

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第44条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「第38条、第39条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。